

議員と語り合い 報告書

No 1

開催日	平成 24年 11月 8日 18:30 ~ 20:35		
開催場所	霧島総合支所 会議室		
団体名	霧島大規模養豚場建設阻止連絡協議会	参加人数	15人
出席議員 (広報広聴常任委員会)	脇元 敬、宮本 明彦、志摩 浩志、中村 正人		
	松元 深、細山田 為重、前川原 正人、宮内 博		
役割分担	班 長 (脇元 敬)	記録係 (宮本 明彦)	
テーマ 及び 具体的な内容	<p>(テーマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)鹿児島畜産研究公社が計画している大規模養豚場関連について(具体的な内容) ・9月県議会で林地開発許可に関する法令解釈、協定書、覚書の解釈が示された。今までの霧島市の見解と大きく異なる。意見を聞きたい。 ・ゴルフ場開発中断場所における防災工事について、共通認識を持っていただきたい。 ・霧島市議会で大規模養豚場建設反対陳情は趣旨採択された。議会報告会、議会だよりで説明いただいているが、再々の確認をお願いする。 		
意見交換会での 主な意見等	<p>(凡例 ◆:市民の方々からの意見 ⇒:議員の回答)</p> <p>◆(持参された資料で説明) ゴルフ場の防災施設について共通認識を持ってほしい。ゴルフ場建設の認可は、平成5年3月1日。その後、着工したが、平成7年9月4日調整池の保守作業で人身事故が発生。平成9年秋頃より、ゴルフ場とともに、調整池の工事が中断。平成22年7月3日に洪水が発生するまでの鹿児島県及び霧島市の監視体制は未機能で、県の係官は洪水前の管理状況は良好であると報告していたが、洪水後は不適切であり、指導するという報告に変わった。霧島市に至っては、適切か否かの判断すら出来ないとの発言。県は平成23年11月、知事名による防災工事を命じたが、事業者は平成26年11月の完成を目指して施工中。ただ、事業者は、資金繰りの目途が立たないため工事完成の確約はできないと言っている。</p> <p>◆県の復命書を要求して確認してみると、2週間に1回程度出張し、雨後の崩れ、土砂の堆積状況や、前回の指摘部分の修復確認、県指示に対する確認なども行っている。</p> <p>◆大規模養豚場建設反対陳情書、趣旨採択についての確認をさせてもらいたい。本会議で議員より「陳情11件を一括して趣旨採択されたということは、環境汚染を引き起こすような養豚場建設には反対であるという趣旨の採択であると理解してよろしいか」との質問に、同委員会委員長は、「その通りである」との答弁がされ、原案採択の議員さんが5名、趣旨採択が27名で、結論は趣旨採択と決定した。議会報告会で「準備書に記載された数字が妥当であろうが、不適切であろうが、養豚場を造ることに反対である」の発言の際に、他の議員の方はどなたも異論をおっしゃらなかった。だから、その時いた各議員は、皆さんそういう気持ちだと私たちは理解した。</p> <p>市議会は「準備書の精査体制を作らない」とも判断された。これは、「養豚場建設に反対だから、準備書の精査はしなくてよい」と議会が結論付けたと考えれば整合性は取れる。意見をお伺いしたい。</p>		

議員と語り合い 報告書

【 11月 8日 広報広聴常任委員会 】

No2

意見交換会での 主な意見等

⇒ 議会だより 28 号の 15 ページにあるとおり、「準備書に記載された数字が妥当であろうが、不適切であろうが養豚場を造ることに反対したという意味を表示した」との発言があったが、本人に確認したところ、「個人の見解で述べたものである」と確認した。議会としては「環境汚染を引き起こすような養豚場の建設には反対」ということに関して、趣旨採択をしたということを正確に書いた。

◆精査体制を作らないということは、見るまでもなく養豚場は環境を汚す恐れがある認識だということなのか。

⇒ (議運の決定について) 全員が賛成ではなかった。私は当然精査して、議会としても責任ある対応をすべきだと発言したが、多数の方が精査しなくていいという意見で、決まった。

◆精査体制は作らない。準備書は1通だけ。それも保管用のため。これが議長発の文書である。だから、どのような準備書が出されようが、議会は見るまでもなく、反対だと。そうでなければ、全く整合性が取れない。

⇒ 議員の「数字が妥当であろうが、不適切であろうが養豚場を作るということに反対した」という意思の表明」という発言は、「極端な話をします」と言う前置きがあり、明らかに議会としての発言ではなく、個人としての発言だった。

◆議会として、準備書を見ないのであれば、環境云々を抜きにして「大規模養豚場を作ることに反対である」ことを確認していただきたい。

⇒ 確認する方法としては、再度、陳情書を出す方法が考えられる。

◆市長は協定書について、お互いの信頼に基づく立派な契約との見解を示した。霧島市と事業者が締結した契約書との認識で、市議会による霧島市の監視をお願いしたい。執行部は、紳士協定という言葉を使い紳士協定だから守らなくてもいいと言う。執行部のそんな動きを議会としてしっかり監視していただきたい。旧霧島町が締結している開発協定には、県の土地対策要綱の別表第3以上に、より突っ込んだ内容が記載されている。旧霧島町がしっかりした協定、環境監視協定、環境保全協定を結ばれた。他に立地協定や覚書を結んでおられる。それはすごくいいことだが、後の市長さんや執行部に活かされていない。

⇒ (議員全員) その通りである。

◆法律に記載されているところは県がする。法律に記載されてない、霧島市と事業者が結んでいる分の判断は霧島市がするべき。事業者は霧島市の承諾を貰わないといけない。ナンテクの土地取引についてもそう。勝手に事業者がやったと言うことにならないよう議員をお願いしたい。

⇒ この委員会の皆が市長の答弁を踏まえて、お話のと通りの認識を持った。議会としてできることは、やっていかなければいけないと思った。

議員と語りかい 報告書

【 11月 8日 広報広聴常任委員会 】

No.3

意見交換会での
主な意見等

◆霧島市には他にも養豚場がある。補助金をもらって建設されているが、臭いもすごいし、最新型の機械を入れているとは言え機械を止めた状態で汚水を流している。市も指導に行っていたかかないといけない。

◆今年の4月から臭気指数規制というのがでている。鹿児島市や出水市、さつま町が採用している。霧島市の臭気規制からすると霧島町と福山町は外れている。この臭気指数規制も霧島市で採用をお願いする。
⇒この話は、議会報告会でも上がっている。市が現地に行っても臭いはなかったという報告も聞いている。処置すべきではないかと思った。

◆農道を上がって行くと右側に養豚場があり、その汚水に泣かされている。支所長、産業建設課長にも汚水を瓶詰めにして差し上げた。何とかしてほしい。
⇒議会報告会の後、調査に行った。問題なのは、水利組合の問題と考えている。今後研究を進めていきたい。

◆協定書、覚書は市町村長と業者で結ばれる契約である。住民とは契約をしていない。契約者である市町村長が、契約違反であることを訴えないといけない。住民が市長に対して公式な場で意見を言うことはできないため、議員の皆さんが議会の場で公式な場で、市長に投げかけていただきたい。
⇒これからも研究してできることがあれば、やっていくことになると思う。住民の代表、皆さんの味方だと思っているので、その上でできることをしっかりとやっていきたい。